

令和 4 年

富岡町議会会議録

第 6 回臨時会

7 月 4 日 開会・閉会

富岡町議会

令和4年第6回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 7月4日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
開 会（午前 9時00分）	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○臨時会招集理由の説明	4
○議案の一括上程	5
○提案理由の説明	5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5
○閉会の宣告	3 2
閉 会（午前11時08分）	3 2

第 6 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和4年第6回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和4年7月4日(月)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 臨時会招集理由の説明
- 日程第 4 議案の一括上程
- 議案第45号 工事請負契約について
 - 議案第46号 工事請負契約について
 - 議案第47号 工事請負契約について
 - 議案第48号 工事請負契約について
 - 議案第49号 工事請負契約について
 - 議案第50号 工事請負契約について
 - 議案第51号 工事請負契約について
 - 議案第52号 工事請負契約の変更について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 議案第45号 工事請負契約について
 - 議案第46号 工事請負契約について
 - 議案第47号 工事請負契約について
 - 議案第48号 工事請負契約について
 - 議案第49号 工事請負契約について
 - 議案第50号 工事請負契約について
 - 議案第51号 工事請負契約について
 - 議案第52号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 堀本典明君
 3番 佐藤啓憲君
 5番 高野匠美君
 7番 安藤正純君
 9番 渡辺三男君

2番 佐藤教宏君
 4番 渡辺正道君
 6番 遠藤一善君
 8番 宇佐神幸一君
 10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
参事兼 総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	杉本良君
産業振興課長	坂本隆広君
都市整備課長	志賀智秀君
教育総務課長	猪狩直恵君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	黒澤真也君
いわき支所長	安倍敬子君
総務課課長補佐 兼秘書係	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	大森研一君
都市整備課 課長補佐 兼管理係	佐藤美津浩君

○事務局職員出席者

参 議 事 務 局 兼 局 長	小	林	元	一
議 會 事 務 局 主 任 長	杉	本	亜	季
議 會 事 務 局 主 査	黒	木	裕	希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆様、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。令和4年第6回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招

集の理由を申し上げます。

本臨時会は、町営住宅機能回復工事（新田団地）ほか6件、野菜集出荷施設敷地造成工事1件の仮契約が調いましたので、工事請負契約について、工事請負契約の変更についての計8件について提出するものであります。

詳細については、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いいたします。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第45号から第51号、工事請負契約について、議案第52号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

議案第45号から議案第51号、工事請負契約については、町営住宅機能回復工事（新田団地）、夜の森消防屯所新築工事、富岡町複合商業施設屋根改修工事、赤木地区基盤整備工事、夜の森公園復旧工事、公共下水道処理区統合接続管渠整備工事、富岡小中学校バリアフリー工事の7件、議案第52号 工事請負契約の変更については、野菜集出荷施設敷地造成工事の1件、それぞれの仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくようお願いいたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第45号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 議案第45号 工事請負契約の締結についての内容を説明申し上げます。

町営住宅機能回復工事（新田団地）につきましては、過日執行の入札の結果に基づき、工事請負仮契約が調いましたので、議会の議決の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約の締結について議決を賜りたく議案を提出したものでございます。

新田団地は、大字本岡字新夜の森地内に平成11年及び平成13年に建設されたRC造り3階建て、2棟30戸の町営住宅で、住戸面積61.23平方メートルの2LDKタイプ10戸、住戸面積74.19平方メートルの3LDKタイプ20戸の集合住宅でございます。

議案第45号別紙資料1を御覧ください。工事請負代金を3億580万円とし、請負者を桂建設株式会社、代表取締役社長、石井卓として、工事完成期日を令和5年3月27日とする工事請負仮契約の写しでございますので、ご確認をお願いいたします。また、入札状況調書を添付しておりますので、併せてご確認をお願いしたいと思います。

工事の内容についてご説明をいたします。議案第45号別紙資料2を御覧ください。本工事は、新田団地2棟30戸の令和5年春の供用再開を目指し、地震被害、長期不稼働による不具合、また住宅の経年劣化へ対応することとして行うものであり、資料下段の工事概要のとおり、屋根防水の更新、外壁クラック補修、また塗装の更新などを行うとともに、住戸内部においては資料下段右側表のとおり、全室において天井パネルの張り替え、台所流し台、調理台、換気設備の入替え更新、洗面台、便器の入替え更新、浴室ユニット、給湯設備、換気設備の入替え更新、また照明をLED器具へ更新することとし、住戸の状態に応じまして洋室床の張り替えや塗装替え、和室床の下地調整や畳の入替え、また壁パネルの張り替えや表面材の張り替えなどを行うものでございます。なお、本工事は地震被害に係るものについては災害復旧事業補助金を、長期不稼働に係るものについては福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金を、また経年劣化に係るものにつきましては町単独費をそれぞれ充用することとしており、全体の98%余りが福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の活用となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 落札業者なのですけれども、この入札状況調書を拝見しますと予定価格よりも約4,000万円くらい安く落とされています。あと、議案47号でも同じ業者が落札されているのですけれども、やはり両方で4億5,000万円くらいの金額が落札されているのですが、最近は半導体不足とか、あと資材の調達、これがコンテナがうまく回らないとか、あと新型コロナなんかも最近下げ止まり状態にありまして、そういった中で熱中症を抱えたり、やはり工期内に完了してもらいたいとい

うのがありますので、その辺は安く取ったから増額してくださいとか、流通がうまくいっていないから工期を延長してくださいとか、そういったことには言い訳してほしくないのですが、その辺厳しく調査してもらいたいとか、見守ってってもらいたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） ご質問の中でお話があったとおり、全国的に資材の調達が難しい状況になっています。世界情勢の関係でかなり調達が難しい状況が生まれているというところは承知をしております、これはこの工事にかかわらず、町発注工事全て少し懸念をしなければならない、危惧を持って進めなければならないと思っております。ということでございますので、請負者とコミュニケーションを取る監督員、それからこの工事監理委託で工事監理士がつきますので、それぞれしっかりと調整、それから連絡調整をする、コミュニケーションを取るということで、着工の遅れだったり、予定工期の遅れだったりというところをしっかりと確認しながら、その都度都度それぞれ対応していくというところが必要だと思います。今回の工事につきましては、非常に工種が多岐にわたって、建築、それから電気、機械設備という工種、その中でも工種が重なっている、かなり輻輳しているという工事でございますので、請負者となる桂建設についてはこれまでにおいても建築の新築、それから改修、修繕など多様で豊富な施工実績があり、それから建築技術者もしっかりと確保されておりますので、通常であれば工事については支障はないだろうと考えるところでございますが、前段で申し上げましたとおり、資材調達の遅れというところが今の段階でも発生しておりますので、それらが工事完成が影響がないようにしっかりとコミュニケーションを取って、工事監理者と共に臨んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） もう一点心配事あるものですから、質問させていただきたいのですけれども、この落札業者は最近資本関係とか一転二転されていると伺っているのです。やはり経営者が替わることに関して企業内容がちょっと心配だなというところもあるものですから、大きいものを2か所取っているのです、万が一があったような場合に親会社の連帯保証というか、そういった点もきっちり確認した上でのことなのでしょうか。その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） まず、工事の契約について保証人という形のご質問がありましたので、保証人についてお答えをしたいと思います。

町においては、契約保証会社の保証または金銭保証ということで工事請負契約の際にはどちらかの選択で保証をしていただいているといったところになりますので、そのところは契約の中でしっかりと確保しているといったところになります。

それから、資本関係の解消というところちょっと触れていただいたので、その話をさせていただきます

ます。同会社につきましては、くだんの関係は解消はされたというところになっております。人的にも、資本関係にも解消はされたというところになっておりますが、その解消をする過程の中で資本関係、株式の譲渡というところを市場の金融機関から紹介された方が、これは個人の方になりますが、取得してオーナーになっているといったところがございますので、この点については参考まで申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 入札状況調書の中で、一番安い金額で失格になっているところがあるのですが、名前は伏せますけれども、その失格になった理由とその後の企業に対してのフォローはされているのかどうかお願いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 今回の工事につきましては、最低制限価格を設定いたしまして、失格になった方については最低制限価格を下回った入札をしたということで失格になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） その最低制限価格というものなのですか、金額の何%であるとか、そういった取決めというものはもともとあるものなのでしょうか。ちょっと分からないので、教えていただきたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 最低制限価格につきましては、富岡町低入札価格調査制度実施要領第3条の規定によりまして、直接工事費の97%、それから共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%の合計で算出いたします調査基準価格を基準価格といたしまして、その基準価格に92%を乗じて設定をしているといったところになります。最低制限価格の設定につきましては、工事の良好な施工並びに工事完成物の品質確保のためにダンピング対策ということで設けるものでございまして、契約価格の適正化を一層推進するために設定しているといったものでございます。なお、今回これは公表されておりますので申し上げますが、本件に係る最低制限価格は入札書比較価格で2億6,970万560円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ご説明ありがとうございます。そうすると、品質をしっかりと保つというところの条件だと思うのですけれども、この企業にそういった失格の後の説明とかはされるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

入札の執行、落札者の決定の際に落札者の決定を宣言し、最低制限価格を下回ったということでこれこれが失格になりますというようなことは入札の際に宣言をしているところでございます。

それから、先ほども申し上げましたが、予定価格、それから最低制限価格等々につきましては、入札執行後になります、閲覧いただくという形で公表していると。それから、半年に1遍になりますが、入札状況についてはまとめて公表しているといったところになりますので、ご了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 富岡町、今住宅難でいるところ、やっと3階建て改修ということで新年度から使われるような予定でいるのかなと思うのですが、この改修の全改修と部分改修の部分でちょっとお聞きします。

震災からもう12年目を迎えるわけですが、その間ずっと放置しっ放しだったのが全部もう傷んでいるのかなと思っていたら、20戸は部分改修で済みますよと、洋室床、和室床、壁、この辺部分改修で本当に済むのかどうか。この際と言ったらおかしいですが、11年、12年に入って放置しっ放しだったものが空気の入替えも何にもならないでいたために実際始まったらどうしてもやり替えなくてはならないという状況が起きないのかどうか。コンサルタントが十分大丈夫だろうという見方をしたのかなと思うのですが、町では実際この建物の内部をきちっと確認しているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

この工事の実施設計の前段においては、建物の被害調査というところ、構造体の確認、それから細かいところまでの被害調査を建築専門の設計業者に委託して被害調査を行っておりまして、ほぼ全室、どうしても見えないところは出てまいりますけれども、今おっしゃっていただいたようなところは全て確認をして設計に反映させたというところでございます。町も被害調査には立ち会っておりまして、全室見たのかと言われれば全室ではございませんが、代表的なところについては立ち会って確認をしているといったところになります。しかしながら、やはり工事をやっていく中で調査の中で見えなかったというところも当然ありますので、そのところが工事をやっていく中で不具合が確認されれば、それは工事に追加して実施していくというところは可能性としてあると思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。この際と言ったらおかしいですけども、放置しっ放しだった建物を今度改修するわけですから、本来であれば全改修が望ましかつたのかなと思うのです。構造体ではなくて、フローリングの床とか、畳の部屋の下地調整、畳入替えは入っていますので、あとパネル張り替えですか、この辺ですので金額的にはそうはいかなかったのかなと思うのですが、大丈夫だということであればそれにこしたことはないものですから、それで表面に見える部分ですから、後々追加工事なんていうのはあり得ないと思いますので、ひとつその辺をしっかりとやっていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 今工事を発注しようとして、それからその設計において見ているところ以外について、目に見えるところで大きなものはないだろうと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、申し訳ないですが、見逃しもあるかもしれませんし、見えていない部分もありますので、そこのところについては確認がされ次第工事に追加するといったようなことで、入居者に不快な思い、それから支障が出ないようにしっかりと工事を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございせんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 先ほどちょっと7番議員からもありましたが、落札金額少し低めだなど。もちろん失格になる会社もあったというところで、その金額の正当性というのはちょっと分かりませんが、今回桂建設の2億7,800万円というのは低入札というか、低落札という形の監理になるかどうか教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

低入札価格調査制度につきましては、平成17年5月に最低制限価格を廃止して、1,000万円以上の工事に適用するとしておりましたが、平成25年6月から復旧復興を速やかに進めるという観点から当面の間において1,000万円以上の工事についても最低制限価格を設定して、それを適用して工事を調達するとしておりますので、今回は低入札価格調査制度を適用したものではありません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 私も7番議員と一緒に、いろんな調達が厳しい状況で、ここは工期なかなか遅れられないだろうというところがありますので、しっかり低入札の監理ではないよというところなのですが、しっかり監理していただくと先ほどありましたが、町も監理していただく監理者としてしっかり密に連携を取っていただいて、工期なるべく、情勢によってはまた変わらなければいけない部分もあるかもしれませんが、極力工期間に合うようにしっかり監理していただけるようお願いしてお

きます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） ありがとうございます。この工事につきましては、先ほども申し上げましたが、工事監理業務委託について建築設計の専門家に工事監理を委託するという、この議決をいただいた後に契約するというので今準備を進めておりますので、工事監理をしていただく事業者の方々と請負者のコミュニケーションを取れるように、我々も工事担当としてしっかりそこに関係するようということで、工期が守られるようにと調整をしていきたいと思っております。しかしながらの話もあります。工事資材等々の調達というところは、今全国的にというよりは全世界的に難しい状況になっているというところもありますので、そのところはもしかするとご理解をいただく場面が出てくるかもしれないことはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） おはようございます。それでは、議案第46号 工事請負契約についての内容をご説明いたします。

本契約は、夜の森消防屯所新築工事の請負契約であり、過日の入札結果により工事請負契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により契約の締結について議決を賜りたく、議案を提出したものでございます。

本事業は、主に夜の森駅前北行政区、同南行政区を管轄する富岡町消防団第3分団第2班の消防屯所を新築するものであります。当該屯所は昭和58年に建設され、夜の森地区の中心市街地における消防団活動の拠点としてその役割を担ってまいりましたが、東日本大震災以降度重なる地震や長期避難に伴う管理不能などにより損傷が激しく、解体を余儀なくされたものであります。来年春の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向け、夜の森地区の防火、防犯の核として以前のような地域の安全、安心を守る消防団活動の拠点とすべく、同じ場所への再設を図るものであり、昨年度において消防団や関係機関と協議を重ねながら実施設計を行い、このたび指名競争入札を経て工事請負契約が調ったものでございます。

資料7ページ、議案第46号別紙資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。工事の名称は夜の森消防屯所新築工事、工事の場所は富岡町字夜の森南1丁目地内、工期を令和5年3月17日までとし、工事請負代金は5,082万円、請負者は福島県双葉郡富岡町曲田21番地、株式会社倉伸、代表取締役、遠藤寛和であります。なお、9ページには入札状況調書も添付いたしましたので、併せてご確認をお願いいたします。

次に、11ページ、議案第46号別紙資料2を御覧ください。本事業の概要になります。ページ上段左側で、ただいまお話しいたしました項目のほか、建物概要で鉄骨造り平家建て、床面積は89.43平米、車庫が2台分、自立型の消防ホース乾燥塔1基を備えることとしております。位置は上段中央に位置図のとおり、JR夜ノ森駅の南東で駅と夜の森駐在所、夜ノ森駅前南行政区集会所のほぼ中間となります。上段右側には解体の完了した敷地の現況写真と以前の第3分団第2班の消防屯所の写真を載せております。

続きまして、下段は建物の配置図や完成イメージ図となります。内部につきましては、町内のほかの屯所と同様の造りで10畳の団員待機スペース、ミニキッチンやトイレを備えます。内扉でつながる車庫は、車両2台分の広さを確保しております。今のところ、令和3年度に購入した水槽付消防ポンプ車と人員搬送車の2台を配備する予定であります。また、ホース乾燥塔は敷地南端への設置となります。下段右側は完成イメージ図となりますので、御覧ください。施工に当たりましては、安全第一に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議方よろしく御願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 消防屯所を新設することに関しては、私大いに結構だと思うのですが、ちょっと不勉強な部分があるかもしれませんが、今後この夜の森地区が解除されるに当たって震災前と同じ場所に屯所を設置すること自体、私はもうちょっと検討が必要であったのではないかと考えます。といいますのは、もうちょっと利便性のいい大通りに面したところに設置するとか、その辺の協議とどうか、検討はなされたのか、ちょっと本題からずれるかもしれませんが、お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。こちらの消防屯所につきましては、震災以前3分団2班が使用してございました。今回再設に当たりましても3分団の皆様と本団と協議をさせていただいており、現在の位置ということで決定させていただいたものであります。なお、消防車の出入りについて、当初の計画よりも団の皆様の意向で向きを西側に変えたり、そういった変更もしておりますので、協議の上の設置ということでご理解いただければ。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 団員、消防団内部との協議をなされたということなので、ある程度は理解しますが、今後こういう屯所は新設されると思いますが、柔軟に対応していただいて、以前からあったからその場所、緊急車両の出入りに便利なように方向を変えるだけではなくて、設置場所も含めた、あくまでも緊急対応が迅速にできるような場所を居住者といいますか、近隣住民の居住状況を考えて設置していただけるとありがたいです。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。今後消防屯所の設置に当たりましては、消防団はもとより、皆様の今いただいた意見を参考にしながら場所は選定してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第47号 工事請負契約についてご説明を申し上げます。

本工事は、町内での買物環境を整備するため、平成29年4月にグランドオープンいたしましたさくらモールとみおかにおいて、近年雨漏りの状況が確認されていることから、建物の長寿命化を図り、快適な買物環境を確保するため屋根改修工事を実施するものです。財源につきましては、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を充当いたします。6月23日に指名競争入札が執行され、予定価格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約いたしました。

資料13ページ、議案第47号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約であります。工事の名称は、富岡町複合商業施設屋根改修工事です。工事の場所は富岡町中央3丁目地内、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和5年3月24日としております。工事請負代金の額は消費税を含め1億9,635万円であり、請負者は桂建設株式会社、代表取締役社長、石井卓です。14ページに本契約の特約条項を、15ページには入札状況調書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、資料17ページ、議案47号別紙資料2を御覧ください。資料左下に施設平面図を掲載しております。図面下側が駐車場側、店舗の入り口となります。資料右側中段に今回実施いたします工事概要を掲載しております。平面図と併せて御覧ください。まず、大屋根改修工としまして屋根からの雨水浸入防止のため、既存の折板屋根全体に断熱材を敷き、その上部にシート防水を敷設いたします。工事施工箇所につきましては、図面青着色の部分となります。次に、図面右上の黄色と赤着色のL字の部分につきましては、屋上に設置されております受水槽及び空調室外機等の管理通路が設置されている場所となっており、断熱材、シート防水の敷設ができない箇所であり、既存屋根のさびを落としまして、さび止めの塗装を行うエリアとなります。また、図面中央部にある赤着色の長方形の部分でございますが、ハト小屋と呼ばれる明かり取りの部分であり、こちらにつきましても同様の施工を行います。その他必要に応じ各所の目地シーリングの改修、雨漏りで被害のあった1階貸し事務所給湯室の床、壁、天井の改修、地震被害による壁、天井等のクラック補修を実施するものであります。工事実施に当たっては、複合商業施設のテナントの皆様と打合せを行いながら、営業に支障がないよう安全第一で実施をしております。

説明は以上であります。ご審議方よろしく御願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 改修の目的なのですが、平成29年3月のグランドオープンから5年が経過してはなっていますが、5年で屋根の雨漏りを確認するということではグランドオープンのとき何だったのと、正しく修繕していなかったのではないかと読み取れてしまうので、例えば今年3月の地震で震度6弱だったり、そういったものを入れないと、この目的の中に、地震により亀裂が出たとか、

何かそういうものがなければ5年で屋根悪くなってしまうなんて、あのときも多分三十数億円かけて修繕したと思うのです。そのときの修繕は何だったのになってしまおうと思うのですが、その辺の感覚はどうなのでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

複合商業施設につきましては、29年春のオープンということで、その前に改修を行っております。その時点におきましては、現在の屋根の部分につきましては一部破損等があった場所につきましては改修を行っておりますが、全体的に屋根の張り替え工事等は行っておりませんでした。その関係でオープンから5年が過ぎまして、各所雨漏りの事象が発生するようになっておりまして、今回この事象に合わせて全体的な屋根の改修を計画させていただいております。今回、先ほどもご説明しましたが、先日の地震被害の部分につきましても併せてこの工事の中で改修をしていくということであり

ます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 何を言いたいかというと、大規模に修繕されて、そのときは部分で全体の修繕はやらなかったと。先ほどの新田団地のときの質問にもありましたけれども、やはり事前に調査するときに5年くらいで悪くなるならば全部やってしまったらというのが、後から5年くらいでここも悪くなった、ここも悪くなったと出てくるのであれば、そこは5年前にやった見積りというか、見込みが甘かったのではないのかなと思ってしまうのです。5年前にやったけれども、途中大震災に匹敵するような震度6弱とか6強とか、そういった予定もしないものが来たためにというのなら話は分かりませんが、ちょっと見込みの甘さが、どこか抜けてしまっているような感じを受けますので、これはこの件に限らず、こういった修繕のときには5年くらいで悪くなるものであれば、今はよくても将来を見越して全体をやるという考えも必要ではないかなと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。今回さくらモールにつきましては、オープン前の改修において、やはり29年の春のオープンというもの、その時期についてそこを目指して改修工事をしてきたところですので。当時屋根改修につきましても見積りを取っておりまして、その当時約1億4,000万円ということで改修費用が上がっております。その時点におきましては、工期や財源の調整等を総合的に判断しまして、屋根の改修を行っていなかったということでございます。今後につきましては、町でいろいろと新たに改修工事等出てくるとお思いますので、先ほど議員からいただきました、基本的に将来的に数年で改修をしないような形の考えの下、実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 今回の契約につきましては、前回否決になった案件なのですけれども、前回否決になったことで否決にされた業者と関係する業者等から何か申し出があったとか、何か言われたことというのはあったのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

率直に申し上げますが、否決の理由については問われました。それ以外はございません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） それによって、何かを訴えるとか、そういったことはなかったのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） そういうお考えが事業者の方になかったわけではございませんが、否決の理由、それから今後の対応等々、しっかりと私どもお話をさせていただき、ご理解いただいたというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第48号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

今回赤木地区で実施いたします基盤整備事業は、換地を伴う大規模な整備を行うものではなく、現在の農地区画を変更せず、営農環境整備を行うものであります。財源として福島再生加速化交付金、基金繰入金を充当し実施いたします。6月23日に指名競争入札が執行され、予定価格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約しました。

資料19ページ、議案第48号別紙資料1を御覧ください。工事の名称は、赤木地区基盤整備工事です。工事場所は富岡町大字本岡字赤木地内、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和5年3月24日としております。工事請負代金は消費税を含め1億1,880万円であり、請負者は株式会社丸東、代表取締役、西山由美子です。20ページに本契約の特約条項を、21ページには入札状況調書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、23ページ、議案48号別紙資料2を御覧ください。図面の赤着色部が、今回地権者の意向調査結果に基づきまして工事を実施する範囲となります。次に、資料右上に工事概要を記載しております。整地工では、水田表面にある耕土を剥ぎ取り、除礫を行い、再度耕土を埋め戻し、湛水均平を行います。畦畔につきましては、締め固めにより形成し、現在土側溝となっている用水路につきましては製品側溝に入替えを行います。また、この地域の水田につきましては水はけが悪いことから、今回の工事では来年度より作付を開始する圃場を優先し、暗渠管を敷設し、排水対策を実施いたします。

次に、資料左下にあります写真を御覧ください。こちらにつきましては、護岸工としまして河床部の洗掘を受けた箇所への復旧工事となります。また、圃場上流部水路の土砂上げについても実施いたします。工事実施に当たりましては、工事請負者及び地元営農者と打合せを行い、来年度からの営農再開に向け工事を進めてまいります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 簡単で結構ですから、営農再開の予定、こういった業者がこういった作物をここで予定しているか、説明してください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

今回基盤整備を行います赤木地区につきましては、町内の地元農家の方が段階的に水稲、お米の栽培をするということで今回の基盤整備を実施することになっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の答弁で地元の方が営農を行うということで、非常にありがたいことなの

かなと思うのですが、今現在はいろんな補助金が出ていますので、農業もちょっとやりやすいのかなと思うのです。農業法人が参入してきたり、いろいろ状況が変わっておりますから。ただ、この補助金がなくなったときを考えると、ある程度農地も大規模化すべきなのかなと私思うのです。水利もパイプライン辺りで持ってきて、蛇口ひねれば出るよというふうにしないとなかなか途中が切れてしまうものですから、水を引いてくるのも大変なのかなと思うのです。そういうことを考えれば、当然大型化すべきだと思うのです。浪江とか小高、原町に行くとき海岸線なんかもう1町歩単位で大型化していますね。ああいうところだと農業法人も入ってきやすいのかなと思うのですが、その辺はどう検討しているか、今後の考え方として教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。議員からこれまでも農地の大規模化ということでご質問をいただいているところであります。これまで避難指示解除エリアについて実施してきました基盤整備事業につきましては、やはり所有者が同一でなければ畦畔の取り払いができないような事業になっておりますが、まず営農再開が始まった農地を優先してやらせていただいていたもので、どうしてもやはり短期間に終わる事業ということでこれまではこの事業を実施しております。しかしながら、これからいろいろと町外からの農業法人なんかかなり視察等も来ておりますので、議員おっしゃいましたとおり、大規模化というのは大変重要なものであります。そちらにつきましては、今後場所などを検討しながら、新たな補助事業ということになりますが、そういうところも検討しながら町内の営農再開について進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 答弁は理解しました。当然富岡町内全域、戻ってきた人で農業をやるというのはかなり無理が出てくるのかなと思うのです。そういう部分でやっぱり大型化も必要だと思うのです。そういうことを考えながらやっていただければありがたいと思います。地元の人たちやるのはそんなに大規模にしたのでは逆にできなくなってしまう面もあろうかと思っておりますので、ぜひその辺を加味しながらこの先のご検討を願えればありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。ただいまのご意見踏まえまして、今後事業を実施していく上でいろいろと検討を重ねてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時15分まで休議します。

休 議 （午前10時02分）

再 開 （午前10時13分）

○議長（高橋 実君） 若干早いですけれども、再開いたします。

次に、議案第49号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第49号 工事請負契約について内容をご説明申し上げます。

本工事請負契約は、特定復興再生拠点区域の解除に向けて進めている夜の森地区の夜の森公園復旧工事であり、夜の森公園は夜の森地区の中心部に位置し、従前は町民の憩いの場として、また桜の時期には多くの花見客が訪れ、花見や祭りを楽しむ場所として当該地区の重要な拠点でもあることから、現在目標としている令和5年春の特定復興再生拠点区域の解除に合わせて使用を再開できるよう今年度中に復旧を行うものであり、実施財源は避難地域復興拠点推進交付金及び電源立地地域対策交付金並びに福島避難地域解除等区域生活環境整備事業委託金であります。

資料25ページ、議案第49号別紙資料1、工事請負契約書写しを御覧ください。工事の名称は、夜の森公園復旧工事であります。工期は着工を議会の議決を受けた日から3日を経過する日とし、完成を令和5年3月27日としております。工事請負代金は、消費税を含め2億1,516万円であります。請負者は株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。なお、26ページには本契約の特約条項を、27ページには入札状況調書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、資料29ページ、議案第49号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。資料上段に1、契約概要、2、位置図、3、現況写真を、下段に4、工事概要を記載しております。資料下段、4、工事概要を御覧ください。今回の工事は、公園内を大きく3つにゾーニングし、図面左上は遊戯エリアとして複合遊具を含む数種類の遊具を配置し、子供たちが楽しく遊べる

ようなエリアを目指しております。図面左下は多目的スペースとして一面を張り芝とし、イベント会場や広々としたスペースで遊んだり、運動したりできるようなエリアを目指しております。図面右側の松林エリアは、従来の形を生かし、木陰の中を散策できるよう遊歩道等を配置し、この遊歩道についてはウォーキングやジョギングコースとしても使用できるよう園内を1周するような配置としております。また、町内にお住まいの方々が車で気軽にお越しいただけるよう駐車場スペースを増やしております。園内には災害時にかまどとして使用できるベンチやシェルターになる東屋、マンホールトイレが設置できる配水設備等も整備し、防災にも配慮した整備内容としております。工期については、令和5年3月末までの工期を設定しており、契約締結後受注者と協議し、安全を第一に工期内の完成を目指し工事を進めてまいります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 別紙資料2の下段なのですけれども、こういった計画というのは夜の森行政区北とか南とか、そういった行政区長とか住民とかの意見を聞きながらある程度は作成したのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） お答えいたします。

まず、町で素案を作成し、地元行政区、夜の森北と夜の森南行政区になります、と町内の子育て世帯からの意見を基に修正しまして、今回の工事内容となっております。子育て世帯は13世帯23人でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私も夜の森北に住んでいるのですけれども、やはり北のほうでは今後桜まつりなんかも、今二中をメイン会場としてやっていますけれども、だんだんとリフレとか夜の森公園に来るのだろうと思っている方もおりますので、やはりそういった計画の中で何かをやるときには今まで祭りってどんなふうだったかというようなことを聞きながら意見を参考にやってもらいたいというのが1点と、あとこの図を見たらピンクの小さい丸がいっぱいあるのです。これは、何か今ある桜って老木というか、枯れているようなのが結構多く見受けられたので、それを取り除いて新しい桜の木を植えるのか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、イベント関係のお話でございますが、震災前につきましては夜の森公園を中心に桜まつりを実施させていただいておりました。今後この公園が整備されましたら、震災前同様こちらも活用してイベントはしていきたいと思っております。これまでも実行委員会には

地元行政区の区長をお呼びいたしましてご意見を聞いておりますので、引き続き地元の声を聞いてイベントは計画をしていきたいと思っております。

あと、図面の中の小さい桜でございますが、産業振興課におきましては公園中央部に南北に約30本ほどありますが、こちらについては産業振興課で新たに桜並木をつくるということで植えさせていただきます。あと、南側の桜でございますが、既存の桜についてはかなり枯れているようなものもありますので、そちらについても順次うちで確認をして植え替えをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） 1問目の質問につきましては、議員からいただきましたご意見のようにおすすめをまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この遊具設置場所、複合遊具とタワーネットですか、この場所は多分土だと思うのですが、これできれば芝にでもしてもらえばありがたいのかなと思います。風吹いてもどうしても山から下りてくる風、芝のほうに飛んでいけば風の強いときなんかは芝生の上でも遊んでいられなくなってしまうと思うし、また遊具で遊ぶにしても芝であれば子供たちも下で転がったりまったりもできるのかなと思いますので、これ芝のほうがいいと私は思うのですが、どういう考えで土にしたのか。

あと、2か所の駐車場、これどこから入るのですか。東側に関しては、桜の木が配置してありますので、入り口が見当たらない。中の遊歩道を通るのか。あと、南、西側の駐車場、ちょっと入り口が見つからないのですけれども、その辺をちょっとお教えてください。

あと、桜の木ですが、真ん中を東から西に行く流れが32本多分新たに植える桜なのかなと思うのです。今回実際枯れて駄目になる桜は何本あるのか、それを教えてください。植える数より枯れて切る数が多くなってしまうとちょっと寂しくなってしまいますので、その辺の数字が分かれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課課長補佐兼管理係長（佐藤美津浩君） お答えします。

まず最初に、ご質問ありました遊具エリアの舗装の件なのですけれども、こちらにつきましてはクレー舗装としてございます。クレー舗装というのが、議員もご存じだと思いますけれども、石灰岩のスクリーニングしたものを20%ほど混合するという舗装の種類になります。ですので、砂が飛びやすいとか、そういったところは抑えられるのかなと思っております。

それから、2つ目の駐車場の入り口ですが、すみません、別紙資料に一応記載はしているのですが、ちょっと見づらかったかなというところで、まず駐車場南側ですが、こちらについてはちっちゃく三

角形ついているところ、こちらが入り口になります。同様に北側につきましても黒い三角形ついているところが出入口になります。

それから、桜の植樹の本数というところですが、先ほど産振課長からもありましたように、中央部の通路につきましては三十数本を植樹していく、それと周りの桜につきましては今枯れているものについては既に伐採してございます。伐採したところについては、今後植樹をしていくということで産業振興課と協議しながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） 支障木、枯れ枝、木の伐採本数でございまして、約100本でございまして。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。遊具エリアはクレー舗装ということで聞き漏らしていました。

あと、駐車場入り口に関しては、三角の矢印が入り口だということで了解しました。

あと、桜なのですが、今回の工事で32本植えると。枯れて切った桜が100本ということで、夜の森公園内の桜の数ではないでしょう。公園内には30本、40本あったかなと思うのですが、まず、桜は夜の森の地域おこしになりますので、ぜひ本数が目減りしていかないような植樹の方法を考えていただければありがたいです。この本数だけ確認します。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） すみません。言葉が足らずで。伐採したのは約100本なのですが、そのうち大半が松でございまして、桜については十数本程度でございまして。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 実君） ほかにございましてか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 1点だけちょっと、この公園の遊具がある場所を見て、日陰になる場所が1か所と思うのですが、お子さんを見守る親御さんの、こういう暑い時期とかあると小さい子を抱いて、お兄ちゃん、お姉ちゃん、走り回る子を見ていると、もう少し日陰のある場所をつくってあげたらいいかなと思うのですが、その辺は考えてはいませんか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課長補佐兼管理係長（佐藤美津浩君） お答えします。

遊具エリアにつきましては、東屋を設置する予定でございまして。東屋が遊具エリアに一番近いところに設置するというので今回設計をさせていただいております。それでも木陰が足りないというところにつきましては、まず今度桜の植樹ですとか、そういったところで木陰多少はできてくるのかな

なんていうふうに思っております。まずは東屋を利用していただければと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。

あと、ちょっと1点確かめたいのは、ここは水道というか、手洗い場とか、水遊びができる場所と
いうのはないのですか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課課長補佐兼管理係長（佐藤美津浩君） 水道につきましては、水飲み場を北側、それから南側、こちらに設置する予定でございます。水での遊び場というのは考えてございませんでしたので、設置する予定ではございません。あと、水道はトイレ、もちろんそちらにも水道はつくようになります。基本的には水飲み場を南、北に設置しますので、そちらをご利用いただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） それでは、議案第50号 工事請負契約の締結について内容をご説明申し上げます。

現在人口減少等による下水道使用料収入が減少していることに加え、今後近い将来には老朽化施設

の更新時期を控えていることなどから下水道施設の効率化は避けて通れない状況となっております。これらの課題への対応策として、処理区及び施設の統廃合を進めることとし、今回の工事はその一環として実施する特定環境保全公共下水道を公共下水道に統合するための接続管渠整備工事であり、実施財源は社会資本整備総合交付金であります。

資料31ページ、議案第50号別紙資料1、工事請負契約書写しを御覧ください。工事の名称は、公共下水道処理区統合接続管渠整備工事であります。工期は着工を議会の議決を受けた日から3日を経過する日とし、完成を令和5年1月31日としております。工事請負代金は、消費税を含め6,050万円あります。請負者は有限会社遠藤建設、代表取締役、遠藤健です。なお、32ページには本契約の特約条項を、33ページには入札状況調書を添付しておりますので、ご確認くださいと思います。

次に、資料35ページ、議案第50号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。資料右下の工事箇所位置図を御覧ください。工事箇所は大字本岡字清水前地内であり、蛇谷須浄化センター手前を起点、JR常磐線跨線橋の躑躅橋を渡った箇所を終点としております。資料左側、計画平面図及び資料右上の工事概要を御覧ください。工事概要としましては、圧送管の布設工530メートル、マンホール工2基を敷設する工事などであり、この工事によりこれまでの蛇谷須処理区を富岡処理区へ統合させ、下水処理の合理化を図るものであります。契約締結後には請負者と詳細な工程打合せを行い、安全を第一に工期内の完成を目指してまいります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） それでは、議案第51号 工事請負契約の締結についての内容をご説明いたします。

学校のバリアフリー化の整備につきましては、過日の入札結果により工事請負仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約の締結について議決を賜りたく議案を提出したものでございます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法が改正され、令和3年4月に建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物に公立小中学校が追加されたことから整備を進めるものでございます。

では、資料37ページ、議案第51号別紙資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。工事の名称は富岡小中学校バリアフリー工事、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和5年3月27日としております。工事請負代金は消費税を含め7,700万円、請負者は株式会社丸東、代表取締役、西山由美子です。なお、38ページには本契約の特約条項を、39ページには入札状況調書を添付しております。

工事の内容についてご説明いたします。41ページ、議案第51号別紙資料2を御覧ください。ここで申し訳ございませんが、1か所訂正をお願いいたします。左上の「1、工事概要」は「1、契約概要」の誤りでしたので、訂正をお願いいたします。それでは、説明いたします。本工事は富岡小中学校のバリアフリー化を図るものであり、エレベーター棟を鉄骨造り、3階建てで増築し、5種類のバリアフリー工事を実施いたします。

4、工事概要を御覧ください。エレベーター棟の増築箇所につきましては北校舎のトイレ向かい側で、エレベーターと各階に多目的トイレを備えたものとなります。次に、身障者対応駐車場につきましては、身障者対応駐車場のスペースを正面玄関脇に設けるものです。次に、段差解消のためのスロープにつきましては、正面玄関において外から玄関に上がる箇所、玄関から児童生徒用昇降口に上がる箇所と体育館への渡り廊下の箇所、そして3階の特別教室前の廊下にある段差部分に設置いたします。次に、自動ドアにつきましては、正面玄関の児童生徒用昇降口に設置いたします。財源については福島再生加速化交付金を予定しており、竣工を令和5年3月27日としておりますので、関係機関との調整を密にし、安全第一で進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 小中学校のバリアフリー工事ということで、これ以前に全員協議会だったと思うのですが、説明いただきまして、その中で1点、やはり身障者の立場のことを考えれば、この動

線、駐車場、あとはスロープ……エレベーターの場所が一番北側にあつて、やはりちょっと使いづら
いのかなというところもあるのですけれども、そういった意見もそのときに出ていたと思うのですが、
再度何か検討されて、やはりここではないと駄目だということになったのでしょうか。そのところ
を確認したいです。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） 議員ご指摘のとおり、令和3年3月の全協のときにご説明させてい
ただきました内容で動線、あとエレベーターの位置の件ご指摘いただきました。こちらに関しまして
は、どうしても既存施設への増築という部分もございまして、エレベーター棟はこちらの場所とい
うのが最適ということで位置の変更はございませんでした。また、スロープの動線につきましても身障
者用の対応、駐車場の枠は反対側にはなりますが、そちらを利用する方ばかりではないということも
ありまして、児童生徒用昇降口側でスロープをつけるということで以前の説明と変更させていただ
いておりませんでした。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっと2点ほど教えてください。

この身障者対応駐車場なのですけれども、ちょっと手狭ではないのですか。広さ分からないのです
けれども、これ前進で入れるなり、バックで入れるなりしたときにここにスムーズに入るのかどうか、
広さ的に。

あと、この図面下の右側ですか、1階のスロープとなっておりますが、これ多分廊下から出ていく、
体育館に行くスロープなのかなと思うのです。体育館側にはスロープはつかないのですか。多分校舎
から出る部分のスロープだけだと思うのですが、その2点を教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） まず、1点目の身障者対応駐車場ですが、広さにつきましては、こ
ちら建築物移動等円滑化基準におきまして幅が3.5メートル以上と定められておりましたので、そ
ちらの基準でサイズはつくらせていただいております。また、車の入れやすさでございまして、こ
ちら正面昇降口につきましてはロータリーになっておりまして、既存の花壇を一部撤去しまして、車
の入れやすい広さを確保していく予定でございまして。

また、体育館への動線でございまして、校舎から体育館側へのスロープは今回工事として実施いた
します。ただ、体育館への入り方としましては段差解消材などの設置で現在ある段差の解消を予定し
ております。そちらがまず4か所ほどございまして、渡り廊下を下りまして体育館の犬走りに入る
ところ、また犬走りから玄関に上がる場所、玄関から床に上がる場所、床からアリーナに上がる
ところの計4か所でありまして、最大高低差が10センチというところでしたので、解消材などを使
いながら工事ではなく対応していく予定でございまして。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） せっかくの小学校、中学校のバリアフリー化ですので、身障者用の駐車場、出ていくときの多分左側の植え込み、これを一部撤去するのかなと思うのですが、どうせだったらこれ全部撤去すればすごくスムーズに出入りできるのかなと思います。どの程度撤去するのか。全部撤去するのか。

あと、今も言ったように、せっかくのバリアフリー化ですので、バリアフリーというのはゼロですので、段差を解消すればいいという話ではないのかなと思うのです。渡りみたいなのを置いて、10センチを対応しようとしているのでしょうけれども、せっかくここまでやるのだから、体育館の入り口くらいはバリアフリーにしてもいいのかなと。スロープにすれば当然対応できるわけですから、今10センチちょっとの段差が4か所だか5か所あるという説明しましたが、ほかはともかくとしても体育館は結構出入りしますんで、子供たちも、逆にちっちゃな段差だと危険ですので、この辺もバリアフリーに、スロープにすればいいのかなと思うのですが、学校側の考えはどんな考えなのか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） ありがとうございます。まず、身障者用対応駐車場の花壇の部分でありますが、場所の確保として長さを5メートルの枠を考えておりますが、その前に約5メートルほどのスペースを確保して花壇を撤去する予定でございましたので、そちらそれでも支障が出るかどうかは再度、現場を確認しながら対応したいと思っております。

また、体育館の段差でありますが、こちらに関しましては学校と調整の中で工事ではなく解消材で対応していきたいということもありまして、こちらで今考えていた次第でございました。報告させていただきます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は理解はできます。ただ、身障者用の駐車場なのですが、身障者の駐車場ではなくても、多分ここに入れるのは縦列駐車的な駐車せざるを得ないのかなと思うのです。縦列駐車するには5メートルとか6メートルあれば多分十分できるのだと思うのです、普通の考えだと。だけれども、これ花壇幾らか撤去して残す必要は逆にないのではないかなと思うのです。そのほうがスムーズであれば、かえって撤去してしまったほうが私はいいと思いますので、ぜひご検討方お願いします。

あと、体育館のスロープなのですが、学校側で……多分スロープにしたほうが私はいいと思うのです。それを何でスロープを板か何か置いて解消しようとするのか、その考えがちょっと分からないのですが、校舎でスロープを造るのですから、この工事と一緒にやれば安くて済むのかなと私は逆に思います。そんなことで学校側がこの段差解消のほうがいいよというのであれば、それはそれで結構なことですが、後々考えればスロープ設置のほうが私はいいと思うのです。ぜひそのようにご検討して

いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪狩直恵君） ありがとうございます。こちら、花壇につきましては現地を十分業者と確認をしながら、安全に利用できるように対応してまいりたいと考えております。

体育館につきましても学校と業者と再度打合せを詰めながら、よりよい造りになるように努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 駐車スペースの件に関して誰かきっちり説明できる人。都市整備課ないし。5メートル、5メートル、10メートルを撤去して何メートル残るのだから分からないけれども、そこら辺のところは技術的な面でフォローできる人いるかい。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。ここ確かに議員おっしゃるように、身障者の車入ってくるときに子供たちももしかするといえるかもしれません。ですから、より安全に止められることにこしたことはございませんので、現場で状況を見ながら教育総務課と相談させていただきながら、まずは安全第一に入れるような形で変更にはなるかと思いますが、そちらで検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） スロープの分も。

○副町長（竹原信也君） あと、もう一点、体育館の中のスロープ、こちらにつきましても状況を確認させていただきまして、今教育総務課で考えているのがいいのか、やはり恒久的にバリアフリー化を図るといこともございますので、そちらにつきましても現場を見ながら、まずは使い勝手のいいように、あと安全で上り切れるようにそちらも検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第52号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

今回上程いただきました工事請負変更契約は、本年5月12日、第3回臨時議会で議案第39号として工事契約の同意をいただき進めておりました野菜集出荷施設敷地造成工事に係る変更契約であり、変更内容は契約金額の増額変更であります。

資料43ページ、議案第52号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。工事の名称は野菜集出荷施設敷地造成工事、請負者は株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。本変更契約書における条項につきましては、第2条で工事請負金額1,873万8,500円を新たに増額するものです。

次に、資料45ページ、議案第52号別紙資料2を御覧ください。資料右側に変更内容を記載しております。主な変更内容についてご説明を申し上げます。1点目としまして、敷地北側の緑着色部において不良土剥ぎ取り厚さを当初30センチと算出していましたが、立会いによる試掘結果により約55センチの不良土剥ぎ取りが必要となりました。北側圃場の表土は粘性が高く、造成盛土として適さないことから掘削残土を処理するとともに、造成盛土量及び購入土が増量となったものであります。2点目としまして、資料図面中青線でお示しをしておりますのが既設水路となりますが、現場上流部で水稻作付を行っている水田の排水路として使用しているものであり、敷地西側への擁壁設置により既存水路が分断され、排水ができなくなることから水替え工一式を追加計上し、ポンプによる水替えを行うものであります。今後とも安全第一に工期内の完成を目指し、工事を進めてまいります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 2点質問させてください。

1点は、この増額の1,873万8,500円、これは引き続き交付金として受けることができるのか、これが1点。

あと、2点目は、これ本工事着手後に試し掘りの立会いのときに北側に不良土を発見したと。当初30センチと見ていたのだけれども、これを読むと約55センチが不良土だとなっているのですけれども、前カントリーエレベーターのときもやはり大規模開発が抜けていたとか、何かあのときかなり厳しく今後こういったことがないようにというような発言をしたような記憶私あるのですけれども、事前調

査というか、そういったものがちょっと甘いのかなと思うのですが、その辺の当局の感覚はどういう感覚で、こういうふうに後から後からなのか。やることをきっちりやっていたらこういうことは想定内だと思うのだけれども、その辺の考えも聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） ありがとうございます。まず、1点目の交付金の対象かということでございます。こちら、福島再生加速化交付金で対象となっておりまして、こちらの増額分についても対象となり得るというものでございます。

2点目、カントリーエレベーターのとき事前調査甘かったのではないかとのご指摘でございます。こちら、設計時においては試掘をさせていただいていたところでございます。今回請負者で再度土質を確認するのにまた試掘をしておいたところでございます。この時点では、この時点といいますが、試掘の時点よりもまだ軟弱地盤があったということがありまして、今回このような形で増額をさせていただいております。甘い点があったことは反省させていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 一つの例を取ると、例えば建物を建てる時にその地盤が固いか、軟らかいかという振動の調査、これは1か所だけではないよね。端々やったり、中央をやったり、何か所もやりますよね。やはりこれだけの面積であれば、試し掘りというか、私が気になるのは本工事着工後というところが気になるのです。やっぱりこういうのは本工事着工前に試し掘りを何度もして、造成の盛土として再利用できるかできないかというのは後から分かるのではなくて、事前に分かるべきではないのかなと思うのです。これは、やはりいろんな現場で学習して、私はカントリーエレベーターできっちり嫌というぐらい学習しているのかなと思ったのですけれども、またこんなことをやっているようでは今までの経験は何だったのかなとちょっと疑問があるものですから、その辺の感覚をもう一度お願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

これまでもカントリーエレベーターの造成工事の際にもいろいろと試掘といいますが、土の移動の件でご指摘をいただいております。これまでもボーリング調査をしっかりと確認してとか、そういうところでご意見をいただいておりますが、今回につきましても北側につきましてもボーリングについては1か所ほどやっておりますが、今回実施設計時の試掘の結果を基に30というような設計をしてしまいました。こちらにつきましても、総合的にもう少し広い視野で判断をするということもありましたが、そこが抜けていたといいますが、うちとしてはこちらの掘削の深さについてしっかりと設計ができなかったということでございます。今後いろいろと同じような工事が出てきますが、事前の調査をしっかりと、そのデータに基づいてしっかりと設計をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっとお聞かせください。

この田んぼの排水路水替え工を計上ということですが、ここで切断されてしまうから水替えで取りあえずは流そうということなのですが、最終的な本水路はどういうふうな形になるのですか。今の水色の部分は暗渠で抜けていくのですか。その辺ちょっとお聞かせください。

あと、不良土が出たということでボーリング調査して、それを見抜けなかったということが全てだと思うのですが、当初30センチの表土を剥ぐということが55センチ剥ぎ取りになったと。さほど変わらないのかなと思うのですが、私は、そういう状況で増額になったのだと思うのですが、これ全面に多分そういうような状況が生まれていたのだと思うのです。だから、55センチ剥ぎ取りになったと思うのですが、あまり建築には影響ないのかなと私は思うのですが、建築、例えば物を造るときにはまだ地盤調査をしっかりできているのだと思いますけれども、軟弱地盤が出ればそこを改良したりまったりしてやるわけですから、取らなくてはどうしても駄目だったのですか。駄目だったのだと思うのですけれども、その辺ちょっとお聞かせください、もう一回。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

水替えの最終的なところになるのですけれども、図面を見ておいていただきまして、緑着色部の外側にある赤い線、こちらのところ、この外側のところに排水路が整備され、右側の青い線のところ、この排水路の部分に接続することになります。最終形はそのような形になってございます。

それと、耕土の厚さについてでございます。建物が建つところにつきましては全て浅層改良という形を取らせていただきます。そのほか緑着色部のところについて駐車場、それと通路というところ、こちらはそういった処理がないものですから、不良土として確認できたところについては今回取らせていただくというところで計上してございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。
これにて令和4年第6回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時08分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男